

複写

平成26年5月29日

〒990-2171

山形県山形市七浦1245-6

(株)タケカワ経営事務所 方

一般社団法人 山形県中小企業診断協会

監事 竹川敏雄 殿

複写

〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目13-16

一般社団法人 山形県中小企業診断協会社員 和多田惇

平成26年4月8日付(引き受け番号:102721452731、4月10日配達済み)配達証明付内容証明郵便物によりご通知いたしました内容につき、監事である貴殿に対し、一般社団法人法100条に基づく理事会への報告と、その報告の基づく理事会の議決を求めましたが、理事会の議事録の謄写閲覧の結果、同条に基づく対応が未了であることが判明しております。当方からの郵便物到着後既に48日経過しております。このまま手続きがなされませんと監事又は理事会の任務懈怠となり、損害賠償責任又は刑事罰等が科される可能性があります。当郵便物が到着後、1週間以内に理事会への付議の手続きを取られるよう催告いたします。

なお、理事会開催の招集者については、当法人定款32条では「理事会は会長が招集する」と定められていますが、当会長は、監事からの要請する議題の特別利害関係者であることから、法第93条2項に基づき、招集手続きについては、会長を除く理事ら又は監事が、理事会開催の目的である事項を示して、理事会招集手続きをとってください。理事会における決議については、代表理事五十嵐幸枝氏は、法第95条2項に基づく特別利害関係者となることから、同理事会での決議に加わることはできません。理事会の議事録については、法務省令で定めるところにより、作成して下さい。理事会の議事については、法第95条3項に基づき定められた手続きで行ってください。同議事録は、法第97条に基づき定められた手続きで保存してください。

差出人  
〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目13-16  
一般社団法人 山形県中小企業診断協会

社員 和多田惇

(付記)

受取人  
〒990-2171 山形県山形市七浦1245-6 (株)タケカワ経営事務所方  
一般社団法人山形県中小企業診断協会

監事 竹川敏雄 様

郵便認証司

26. 5. 29

この郵便物は平成26年5月29日  
第10273155690号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番:2014052915011300100000号

1 / 1頁

東 京  
26. 5. 29  
12-18

+  
=簡易書留=

〒998-0013  
山形県酒田市東泉町4丁目13-16

一般社団法人 山形県中小企業診断協会  
社員 和多田惇殿



326-63-19203-0

複写

〒137-8799  
東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局

複写

複写

複写

複写

複写

+  
複写  
+



受付通番：2014052915011300100000 号